

## 第8回 当別町新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時：令和2年5月26日（火）10時00分～

場 所：当別町役場 第2庁舎

1 開会

2 議事

(1) 経過報告

(2) 今後の対応

3 その他

4 閉会

### 【配布資料】

資料1：新型コロナウイルス感染症について

資料2：新型コロナウイルス感染症への対応方針（案）

資料3：町有施設等の今後の対応について

## 新型コロナウイルス感染症について

当別町福祉部保健福祉課 (R2.5.25)

## 1 発生の状況

## (1) 国内の発生状況(厚生労働省発表)

5月24日 0時までに確認されている PCR 検査陽性者は16,375名。

	PCR 検査 陽性者数	入院治療等を要する者		通院又は療養解 除となった者の数	死亡者数	確認中
			うち重症者			
国内事例	16,375	2,130	168	13,396	820	31

## (2) 道内の発生状況 (R2.5.24現在)

1,054名 (死亡81名)

	PCR 検査 陽性者数	現在患者数			死亡者数	陰性 確認済
			軽症・中等症	重症		
道内事例	1,054	239	224	15	81	734

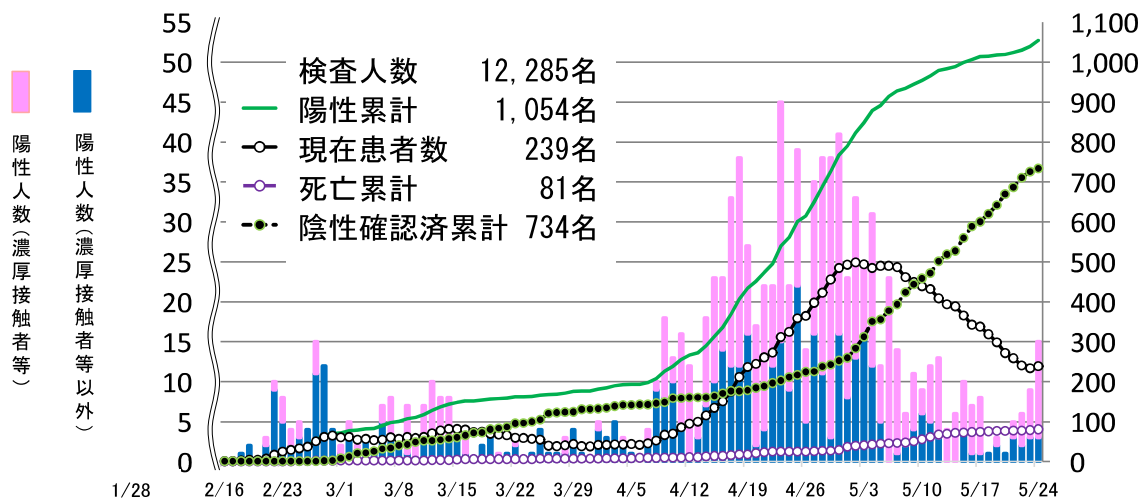
新規検査人数計	本日の陽性者数	陽性率
152	15	9.9%

	1日の新規患者数 (※1)	1日の濃厚接触者等以 外での新規患者数(※1)	入院者数 (※2)
5月末までに目指す姿	10人以下	3人以下	250人以下
5/18~5/24	5.7人	2.1人	227人(5/24時点)

(※1)直近1週間の平均値 (※2)現在患者数から宿泊療養者数を差し引いた数

石狩振興局管内	799名	➔	札幌市	622名
渡島総合振興局管内	12名		千歳市	98名
檜山振興局管内	4名		北広島市	11名
後志総合振興局管内	24名		石狩市	8名
空知総合振興局管内	23名		恵庭市	6名
上川総合振興局管内	40名		江別市	6名
留萌振興局管内	4名		当別町	1名
宗谷総合振興局管内	5名		市町村非公表	47名
オホーツク総合振興局管内	59名			
胆振総合振興局管内	16名		・その他	
日高振興局管内	3名		中国籍	1名
十勝総合振興局管内	3名		道外居住	7名
釧路総合振興局管内	20名		非公表	32名
根室振興局管内	2名			

### 北海道における新型コロナウイルスに関連した患者等の発生状況 (R2.5.24現在)



※「陰性確認済累計」とは、陽性の患者が軽快してから24時間後の1回目のPCR検査で陰性が確認され、それから24時間後の2回目の検査でも陰性と確認され、退院された方などの累計となります。

※「陽性人数」における濃厚接触者等の有無は、報道提供日における判明数での集計となります。

## 2 国の対応

- (1) 国民への情報提供(宿泊施設への周知、国民向け Q & A)
- (2) 2月1日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症(感染症法第6条)及び検疫感染症(検疫法第2条第3項)に指定。
- (3) 2月1日、都道府県に対し「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者センター」の設置指示。
- (4) 2月15日、都道府県に対し、「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者外来」の更なる充実について依頼。
- (5) 2月17日、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について公表。
- (6) 2月20日、「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を公表
- (7) 2月24日、専門家会議見解(「ここ1~2週間が瀬戸際」)
- (8) 2月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定。
- (9) 2月25日、厚生労働省にクラスター対策班を立ち上げ、国立感染症研究所の専門家チームを北海道に派遣(3名)。
- (10) 2月27日、釧路市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣(2名)。
- (11) 2月27日、第15回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、首相が全国全ての小学校、中学校、高校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休業することを要請。
- (12) 2月28日、当本部の感染症対策チームから北見市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣(2名)するとともに、その後任として、北海道に追加派遣(1名)。
- (13) 3月2日、専門家会議見解(「この一両日で明らかになったこと」、「北海道で実施すべき対策」)
- (14) 3月3日、保健師を北海道に派遣(2名)。
- (15) 3月3日、厚生労働省が国民生活安定緊急措置法に基づきメーカーに対し、マスクの売り渡しを指示。
- (16) 3月9日、専門家会議見解(「一定程度持ちこたえている」、「北海道の対策の効果」)
- (17) 3月10日、第19回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、新型コロナ感染症に関する緊急対応策—第2弾—発表。
- (18) 3月11日、WHO がパンデミック(世界的な大流行)を宣言。
- (19) 3月13日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立(3月14日施行)。
- (20) 3月26日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、直ちに、都道府県対策本部を設置するよう通知。
- (21) 3月28日、第24回新型コロナウイルス感染症対策本部で、クラスター対策の強化や爆発的な患者の急増に備えて病床の確保することを盛り込んだ「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定。
- (22) 4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について閣議決定。
- (23) 4月7日、緊急事態宣言。(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県において4月7日から5月6日まで)
- (24) 4月7日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、「最低7

割、極力8割程度の接触機会の低減」、「緊急事態の対象都道府県による外出自粛等の協力要請」などを明記。

- (25) 4月11日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、「緊急事態宣言の対象都道府県以外の都道府県が、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について、強く促す」ことを明記。
- (26) 4月16日、全国に緊急事態宣言。(4月7日に緊急事態宣言が出されている7と都道府県のほか、新たに北海道を含む40道府県において4月16日から5月6日まで)
- (27) 4月16日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、緊急事態宣言の対象区域を全都道府県に拡大するとともに、「4月7日に緊急事態宣言が出されている東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県のほか、この7都府県と同程度にまん延が進んでいる北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある都道府県を特別警戒都道府県(13都道府県)」として明記。
- (28) 4月18日、札幌市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣。
- (29) 4月22日、専門家会議見解(「人との接触を8割減らす、10のポイント」、「都道府県知事等の更なるリーダーシップの発揮」)。
- (30) 5月1日、専門家会議見解(感染の状況が厳しい地域では、対策により新規感染者数が一定水準まで低減するまでは、引き続き、徹底した行動変容の要請が必要。)
- (31) 5月4日、政府対策本部において、5月6日までとした緊急事態宣言の期間について、全都道府県を対象に5月31日まで延長することを決定。
- (32) 5月4日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、「特定警戒都道府県」で引き続き接触機会の8割削減などを明記。
- (33) 5月4日、専門家会議見解(「今後の感染拡大が当面起こり難い程度にまで、取組を継続する必要がある」、「医療提供体制については、引き続き体制強化を進めることが重要」、「長期的な対策の継続が市民生活や経済社会に与える影響という観点からの検討も行う体制整備を進めるべき」など)
- (34) 5月8日、「専門家会議提言」を踏まえ、厚生労働省のホームページ上において、可能な範囲で地域ごとのまん延の状況に関する指標等を公表。
- (35) 5月14日、専門家会議見解(「東京都、北海道、大阪府等は未だに警戒が必要な状況が続く」、「緊急事態措置の解除の考え方として感染状況、医療提供体制、検査体制構築などを総合的に判断することが必要」、「新しい生活様式の定着、業種別の感染拡大予防のガイドラインの実践、地域のリスク評価に応じた対応が求められる」など)
- (36) 5月14日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、緊急事態宣言の対象区域が変更(一部解除)され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府大阪府及び兵庫県が引き続き「特別警戒都道府県」とされた。
- (37) 5月14日、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを公表。
- (38) 5月14日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、各事業者が自主的な取組を実施するにあたって、「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」経済団体などに協力を依頼。

(39)5月21日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、緊急事態宣言の対象区域が変更(関西3府県が解除)され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県が引き続き「特定警戒都道府県」とされた。

(40)関係会議の開催

1月30日～ 5月14日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 計34回開催

2月16日～ 5月14日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 計14回開催

1月30日・2月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会 計2回開催

### 3 道の対応(保健福祉部)

(1)道立保健所を通じ、医療機関へ国の通知に基づき発生時対応を通知。指定感染症としての届出基準、検査対応等について順次周知徹底

(2)新型コロナウイルス検査を道立衛生研究所で実施する体制整備

(3)道民等への情報提供、注意喚起

(ア)ホームページ等により道民への情報提供

(イ)多数の方々が利用する宿泊施設、飲食店、遊戯施設等への注意喚起を徹底し、北海道外国人相談センターへの協力を依頼

(ウ)保健所等による相談対応 1月30日 休日・夜間の電話対応の開始

(4)1月29日、厚生労働省へ「新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望書」提出

(5)2月7日、本庁及び保健所に「帰国者・接触者相談センター」設置、「帰国者・接触者外来」の整備

(6)2月25日、保健福祉部長をチーム長とする「新型コロナウイルス感染症対策チーム」を設置。(5班体制:総務班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班)  
また、知事による要請のもと、厚生労働省から国立感染症研究所の専門家チームの派遣を受ける。

(7)2月26日、知事名で「新型コロナウイルス感染症に対応した学校の臨時休業等の要請について」を発出。

(8)2月28日、知事から「新型コロナウイルス緊急事態宣言」を発表、週末(2月29日、3月1日)の外出を控えることを呼びかけ。

(9)2月29日、知事から総理に対し「新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望」を提出。

(10)3月18日、知事から緊急事態宣言(2月28日～3月19日)の終了と新たなステージへの移行、外出時の注意事項について呼びかけ。

(11)3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置。

(12)3月28日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症対処方針」を決定。

(13)4月7日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を決定。

(14)4月7日、国の緊急事態宣言を受け、4月8日から5月6日までを「新型コロナウイルス感染症集中対策期間」とすることを発表。

(15)4月9日、相談対応を充実させるため、LINE を活用した相談支援のための公式ア

カウントを開設。

- (16) 4月12日、「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「宿泊療養班」を設置し、6班体制に拡充。
- (17) 4月12日、政府の基本的対処方針の変更を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を変更。
- (18) 4月12日、北海道・札幌市緊急共同宣言を発表。4月14日から5月6日までの間、札幌市内の小・中・高等学校の一斉休業（札幌市からの通学生の割合が高い近隣の高等学校も同様の措置）。この間、不特定多数の人が利用する札幌市内の公共施設を休館。緊急事態宣言地域との往来自粛等。
- (19) 4月13日、「来道者・帰省者・転勤者相談ダイヤル」を開設。
- (20) 4月14日、「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「水際対策班」を新設。
- (21) 4月16日、政府の基本的対処方針の変更を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を改定。
- (22) 4月17日、知事から宿泊療養に係る自衛隊への災害派遣要請。
- (23) 4月17日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止のための「北海道」における緊急事態措置を決定。
- (24) 4月20日、札幌市内における軽症者に係る宿泊療養（宿泊施設は「東横 INN 札幌すすきの南」（札幌市中央区）。）の開始（120名程度）。
- (25) 4月21日、「休業要請相談専門ダイヤル」を開設。
- (26) 4月24日、北海道における緊急事態措置を改訂し、スーパーマーケット、公園等における感染拡大防止の要請（協力依頼）を追加。
- (27) 4月29日、軽症者について、入院を経ずに宿泊療養を実施。
- (28) 4月30日、宿泊療養施設2棟目（「リッチモンドホテル札幌駅前」）での受け入れ開始（最大140名程度）。
- (29) 4月30日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による「ゴールデンウィーク緊急メッセージ」、「医療機関の皆様への緊急メッセージ」を発表。
- (30) 4月30日、「休業協力・感染リスク低減支援金」の申請受付開始（4月30日～7月31日まで）。
- (31) 5月4日、国の「緊急事態宣言」が延長されたことを踏まえ、5月10日（日）まで休館としている道立施設について、5月15日（金）まで休館を延長することを発表。
- (32) 5月6日、国の「緊急事態宣言」が延長されたことを踏まえ、北海道における緊急事態措置を5月31日まで延長。
- (33) 5月8日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による緊急メッセージ第2弾を発表。
- (34) 5月8日、宿泊徴用施設3棟目（「アパホテル&リゾート札幌」）での受入開始（最大670名程度）。
- (35) 5月8日、感染拡大の影響により、経済的に困窮する学生や離職を余儀なくされた方々への臨時的な就労機会を確保するため、道の会計年度任用職員の募集を開始。
- (36) 5月8日、高齢者などの社会福祉施設における感染拡大防止対策を行うため「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「福祉施設支援班」を設置。

- (37)5月14日、雇用調整助成金「申請サポート窓口」を開設。
- (38)5月14日、「持続化給付金サポート窓口」を開設。
- (39)5月15日、北海道における緊急事態措置を改訂し、石狩振興局管内を除く地域について休業要請の一部を解除。
- (40)5月15日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会連名による緊急メッセージ第3弾を発表。
- (41)関係会議の開催状況
  - 1月23日 庁議
  - 1月24日・31日 緊急保健所長会議
  - 1月24日 感染症危機管理対策本部幹事会
  - 1月28日～3月24日 感染症危機管理対策本部会議、計12回開催
  - 3月27日～5月22日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 計13回開催

#### 4 町内の対応

- (1)国や道等が発信する発生動向や疫学情報を収集
- (2)町民や関係機関への情報提供、注意喚起
  - ホームページにより町民へ情報提供
  - 町民へちらし(相談・受診の目安)を全戸配布(2月22日)
- (3)2月25日
  - 当別町新型コロナウイルス感染症対策本部設置
    - ・町主催イベントの3週間程度の中止、町内イベント自粛要請
  - 社会教育施設閉鎖(2月26日～3月2日まで)
  - 道の駅へ感染症対策の徹底を通知
  - 窓口職員に対しマスク配布
  - ハイター噴霧器等備品購入
- (4)2月26日
  - 教育施設等休校等(2月27日～3月4日)
    - ・町内小中学校の臨時休校
    - ・認定こども園の臨時休園(保育は登園自粛要請)
    - ・子ども発達支援センター閉鎖
    - ・子どもプレイハウス閉鎖
    - ・あそびの広場閉鎖
  - 当別高校(2月28日・29日)午前授業、3月2日～8日休校。
    - 3月1日の卒業式は時間短縮で実施。
  - ゆとろ入浴施設・談話ホール、研修室閉鎖(2月26日～3月16日)。
  - ふれあい倉庫貸館休止(3月1日まで)。物販、高陣は通常営業。
  - 太美駅 FIKA へ感染対策の徹底指示。
  - 行政推進員に対し対策本部設置等の通知(FAX)。
- (5)2月27日、HPにて町民に向けて町長からのメッセージ掲載。
- (6)2月28日、道の駅営業時間(閉店時間18時→16時)短縮。(2月29日～3月1日)
- (7)3月2日
  - 3月20日の北海道医療大学卒業式中止を決定。
  - 社会教育施設臨時休館の2週間延長(3月16日まで)。
  - ふれあい倉庫貸館休止の2週間延長(3月16日まで)。物販、高陣は通常営業。



○道の駅臨時休館(3月3日～8日まで)。トイレ・駐車場は除く。

・道の駅宇和島フェア延期(3月20日～22日)開催時期未定。

○町内小中学校臨時休校延長(3月23日まで)

○認定こども園臨時休園延長(3月18日まで)。保育は登園自粛要請。

○子どもプレイハウス再開(3月5日～23日まで)、原則小学1年から3年まで。

○子ども発達支援センター、あそびの広場閉鎖延長(3月31日まで)

(8)3月3日

○町内小中学校消毒作業(当小、西当小)。(当中3月6日、西当中3月9日予定)

○3月議会定例会の傍聴中止を決定。

(9)3月4日、北海道医療大学へ感染拡大防止協力について通知(3月2日の専門家会議見解を受けて)

(10)3月9日

○道の駅営業再開時間短縮(10時～16時)営業(3月19日まで)。

○レクサンド市への高校生ホームステイ留学事業中止(4月20日～26日)。

(11)3月13日

○社会教育施設臨時休館の1週間延長(3月23日まで)。

○ふれあい倉庫貸館休止の1週間延長(3月23日まで)。物販、高陣は通常営業。

○ゆとろ入浴施設・談話ホール、研修室閉鎖の1週間延長(3月23日まで)。

○認定こども園は3月20日から春休み。保育は登園自粛要請(3月31日まで)。

○子どもプレイハウス登園自粛期間延長(3月31日まで)。

(12)3月16日、町内医療機関及び歯科医療機関に対し、手指消毒用アルコールの配布希望の有無について通知(FAX)。希望機関に対し1医療機関に1Lを順次配布。

(13)3月17日

○第2回対策本部会議を開催し、3月31日まで不要不急の外出を避けること、イベント等は原則中止・延期とすることを決定。

○社会教育施設臨時休館延長(3月31日まで)。

○ふれあい倉庫貸館休止延長(3月31日まで)。物販、高陣は通常営業。

○ゆとろ入浴施設・談話ホール・研修室閉鎖延長(3月31日まで)。

○高橋ピートモス工業株式会社から観光行政に寄附された使い捨てマスク100枚を太美駅 FIKA に配布。

(14)3月18日

○町長メッセージ(2回目)をホームページに掲載。

○行政推進員に町長メッセージ(2回目)を FAX 送信。

(15)3月24日

○4月11日の北海道医療大学入学式中止。

○4月11日、12日ののど自慢中止。

(16)3月30日

○第3回対策本部会議を開催し、引き続き4月14日までイベント等の原則中止・延期、施設の休館を決定。

○社会教育施設臨時休館延長(4月14日まで)。

○ふれあい倉庫貸館休止延長(4月14日まで)。

- ゆとろ入浴施設・談話ホール・研修室閉鎖延長(4月14日まで)。
- 子ども発達支援センター、あそびの広場の閉鎖延長(4月14日まで)。
- (17)3月31日、4月以降の対応方針についてのチラシを町内回覧。
- (18)4月3日
  - 4月6日の町内小中学校の入学式実施。
  - 4月7日から町内小中学校授業再開。
  - 株式会社ニトリホールディングズから町内小中学校に寄附された使い捨てマスク200枚を4校に配布。
  - 当別音頭を守る会から町内小中学校に寄附された手作り布マスク66枚と使い捨てマスク50枚を4校に配布。
  - 町備蓄使い捨てマスク400枚を町内小中学校4校に配布。
- (19)4月13日
  - 第4回対策本部会議を開催し、引き続き5月15日までの自粛要請を決定。
  - 町内小中学校臨時休校(学校閉鎖)(4月14日から5月6日まで)。
  - 認定こども園(幼稚園)休園(4月14日から5月6日まで)、保育は縮小開設要請。
  - 社会教育施設臨時休館延長(5月15日まで)。
  - ふれあい倉庫貸館休止延長(5月15日まで)。物販、高陣は通常営業。
  - ゆとろ入浴施設・談話ホール・研修室閉鎖延長(5月15日まで)。
  - 子ども発達支援センター、あそびの広場の閉鎖延長(5月15日まで)。
- (20)4月14日、4月15日以降の対応方針についてのチラシを全戸配布。
- (21)4月15日
  - 宮永建設株式会社から寄附された防塵マスク(N95)を町内医療機関及び歯科医療機関員順次配布。
  - ドリームベース株式会社からの寄附及び町備蓄の使い捨てマスクを町内高齢者関係事業所に順次配布。
- (22)4月16日、夏至祭の中止を決定。
- (23)4月20日、当別音頭を守る会から町内認定子ども園に寄附された手作り布マスクを配布。
- (24)4月22日、認定こども園及び子どもプレイハウスに対し、町備蓄の手指消毒剤各2Lを配布
- (25)4月23日
  - 町内医療機関及び歯科医療機関に対し、サージカルマスク各50枚及び手指消毒剤各1Lを順次配布。
  - 4月27日から太美出張所の窓口利用時間の短縮を決定。
  - 議員協議会にて経済対策の専決処分について。
- (26)4月24日
  - 町内の公園と運動施設の当面の使用禁止を決定。
  - 町備蓄の使い捨てマスクを妊婦に対し、妊婦健診の際に利用する用として一人最大14枚を配布。
- (27)4月27日
  - 道の駅の4月末までの営業時間短縮と一部臨時休業。

- 道の駅の5月1日から5月6日までの全館臨時休館。
- 一般社団法人当別青年会議所、当別町商工青年部、北石狩農業協同組合青年部、当別4Hクラブの青年団から使い捨てマスク2,000枚の寄附。
- (28)4月28日、第5回対策本部会議を開催し、ゴールデンウィーク期間中の対応及びゴールデンウィーク明けの対応、町の支援策について検討。
- (29)4月30日、屋外体育施設の閉鎖延期(5月15日まで)。
- (30)5月2日、町内1例目となる陽性患者の発生を確認。ホームページにおいて公表。
- (31)5月3日、町内1例目の患者が発生した町内介護老人福祉施設に対し、防護服等の衛生用品の追加配布支援を実施。
- (32)5月4日、江別保健所長が来町し、町長他とクラスター発生防止対策について具体的な協議を実施。
- (33)5月7日
  - 第6回対策本部会議を開催し、ゴールデンウィーク中の経過と町内1例目となる患者の発生から今後の対応について確認。
  - 道の駅の5月7日から5月10日までの全館臨時休館。
  - 町内小中学校臨時休校(学校閉鎖)(5月31日まで延長)。
  - 認定こども園(幼稚園)休園(5月31日まで延長)、保育は縮小開設要請。
  - 子どもプレイハウス登園自粛要請(5月31日まで延長)。
- (34)5月8日
  - 町長他が北海道新型コロナウイルス感染症対策本部を訪問し、北海道保健福祉部長に対し、感染拡大防止対策(PCR検査の実施拡大、感染者が発生した介護施設への人的支援、救急車の受け入れ体制)について強く申し入れを行う。
  - 青年団から寄附された使い捨てマスク2,000枚を町内高齢者関係事業所や障がいサービス事業所及び認定こども園、子どもプレイハウスへ配布。
- (35)5月11日
  - 道の駅の一部(本館、農産物直売所、テイクアウト一部)5月11日から当面の間、営業時間の短縮。
  - 道の駅の一部(レストラン、テイクアウト一部)は、5月15日まで休業延長。
- (36)5月12日
  - 第7回対策本部会議を開催し、引き続き5月31日までの自粛要請を決定。町の支援策について検討。
  - 社会教育施設臨時休館延長(5月31日まで)。
  - 屋外体育施設のオープンの延期(5月31日まで)。
  - ふれあい倉庫貸館休止延長(5月31日まで)。
  - ゆとろ入浴施設・談話ホール・研修室閉鎖延長(5月31日まで)。
  - 子ども発達支援センター、あそびの広場の閉鎖延長(5月31日まで)。
- (37)5月15日、5月16日以降の対応方針について新聞折り込みちらしにて周知。
- (38)5月19日、町内高齢者関係事業所に対し、町備蓄手指消毒剤27Lを順次配布。
- (39)5月20日、令和2年第1回当別町議会臨時会にて行政報告。
- (40)5月22日、王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社より使い捨てマスク2,000枚の寄附。

(41)5月25日、当別ロータリークラブよりフェイスシールド960枚の寄附。

(42)関係会議等

- 1月30日 各課長に「新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起について」通知
- 2月 4日 部長会議において状況報告
- 2月10日 行政推進員会議において報告
- 2月10日 各課長に「新型コロナウイルス感染症に関するお知らせについて」通知
- 2月21日 当別町新型コロナウイルス感染症対策連絡会議開催
- 2月25日 第1回当別町新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
- 3月17日 第2回当別町新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
- 3月30日 第3回当別町新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
- 4月 7日 第1回当別町新型コロナウイルス感染症対策幹事会議(書面会議)開催
- 4月13日 第4回当別町新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
- 4月28日 第5回当別町新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
- 5月 7日 第6回当別町新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
- 5月12日 第7回当別町新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催

町民の皆様へ

## 新型コロナウイルス感染症への 6月1日以降の対応方針

当別町新型コロナウイルス感染症対策本部  
令和2年5月29日

5月25日、政府は緊急事態宣言を全都道府県で解除しましたが、石狩管内ではいまだ新たな感染者が確認されています。  
当別町においては、感染予防対策を継続しつつ、

下記の取組を 6月14日（日） まで実施します。

- (1) これまで町が管理する施設は全面的に利用を休止していましたが、6月1日以降、**町民限定**で一部の施設利用を再開します。  
ただし、三つの密（密閉・密集・密接）を避け、感染防止対策の徹底を図る事。
- (2) 感染者が発生している地域、特に石狩管内のクラスターが発生している地域（札幌市、千歳市等）への不要不急の往来はできるだけ控える事。
- (3) イベント等の開催について  
○大規模な催物の開催は、中止又は延期を要請する。  
（開催規模の目安）  
屋外は200人以下、屋内は100人以下とし、人と人との距離は2m以上の間隔を保つ事。  
○参加者への事前の検温、手指の消毒、マスクの着用の徹底、並びに参加者名簿の作成及び保管をする。

### <今後の生活の注意点>

- ① 不要不急の他都府県への往来は控えましょう。
- ② 感染防止の基本「手洗い」「マスクの着用」「人と人との距離の確保」はイベントに限らず、常時、徹底しましょう。
- ③ 引き続き在宅勤務、シフト制、時差出勤等感染拡大を防ぐ対策や工夫について、ご協力、促進をお願いいたします。

「新しい生活様式」を実践しましょう。

新型コロナウイルスに関する総合相談窓口 当別町総務部総務課 TEL 23-2330  
E-mail : soumu1@town.tobetsu.hokkaido.jp  
URL : <https://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/site/covid-19/26296.html>

# 「新しい生活様式」の実践例

## (1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

## 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

## (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒       咳エチケットの徹底       こまめに換気
- 身体的距離の確保       「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝、体温測定、健康チェック。発熱又は風邪などの比較的軽い症状が続いている場合や、息苦しさや強いだるさ、高熱などの強い症状がある場合は、直ぐにPCR検査を受けてください。

江別保健所（電話 011-383-2111 開設時間 平日8:45~17:30）

当別町福祉部保健福祉課健康推進係（ゆとろ内）（電話 23-4044 開設時間 平日8:45~17:15）

【お願い】

かかりつけ医など直接医療機関を受診すると感染を拡大させるリスクが高くなります。まずは、医療機関にお電話でご相談ください。

## (3) 日常生活の各場面別の生活様式

### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

### 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

## (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務       時差通勤でゆったりと       オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン       名刺交換はオンライン       対面での打合せは換気とマスク



# 町が管理する施設の利用再開について

令和2年5月29日

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として利用を休止していた町有施設等について、下記のとおり6月より順次再開します。

## 施設の利用にあたってのお願い

- 当面の間、町民のみの利用とさせていただきます。
- 手指消毒、マスクの着用、咳エチケットを徹底してください。
- 体調不良の方の利用はご遠慮願います。
- 他人との十分な距離【できるだけ2m（最低1m）】を確保してください。
- 飲食を伴う利用はご遠慮願います。

その他、当面の間、各施設ごとに利用制限を設けておりますので、詳しくは施設管理者までお問い合わせください。

施設区分	対象施設	再開日	施設管理者(問合せ先)
屋外体育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野球場</li> <li>・テニスコート</li> <li>・パークゴルフ場</li> </ul>	6月1日(月)	教育委員会社会教育課 ☎22-3834
	※当面の間、大会・練習試合での使用不可		
コミュニティセンター等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白樺コミセン貸室</li> <li>・西当別コミセン貸室</li> <li>・世紀会館</li> </ul>	6月2日(火)	
屋内体育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合体育館(トレーニングルームは当面の間使用不可)</li> <li>・白樺コミセン多目的ホール</li> <li>・西当別コミセンアリーナ</li> </ul>	6月2日(火)	
	※当面の間、大会・練習試合での使用不可 ※当別小学校水泳プール6月下旬を目途にオープン予定		
図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当別町図書館西当別分館</li> </ul>	6月2日(火)	
	※当別町図書館(学習交流センター)は改修工事のため、7月末まで閉館 WEB 貸出しのみ対応		
歴史施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊達記念館</li> </ul>	6月2日(火)	
学校開放	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各小学校グラウンド</li> </ul>	6月8日(月)	
	※学校体育館は使用不可(当面の間) ※当面の間、大会・練習試合での使用不可		

施設区分	対象施設	再開日	施設管理者(問合せ先)
児童福祉施設	・子ども発達支援センター	6月1日(月)	教育委員会子ども未来課 ☎23-3024
	・子育て支援センター (ゆとろ内、おとぎのくに内)	6月8日(月)	
児童保育施設	・当別子どもプレイハウス ・西当別子どもプレイハウス ※利用自粛要請解除	6月8日(月)	
教育保育施設	・認定こども園当別夢の国幼稚園 ・認定こども園おとぎのくに ※幼稚園部門再開 ※保育所部門利用自粛要請解除	6月1日(月)	
福祉施設	・総合福祉センターゆとろ ※多目的ホールのみ利用可	6月1日(月)	
各公園	・遊具 ・多目的広場	6月1日(月)	建設水道部建設課 ☎23-3142

施設区分	対象施設	再開日	問合せ先
小・中学校	・当別小学校 ・西当別小学校 ・当別中学校 ・西当別中学校	6月1日(月)～5日(金) 小学校 午前授業(給食なし) 中学校 5時間授業(給食あり) 6月8日(月)～ 各小・中学校 通常授業	教育委員会学校教育課 ☎22-2689

今後のコロナウイルスの感染状況により変更になる場合がございます。

詳しくは当別町ホームページ URL <https://town.tobetsu.hokkaido.jp>

よりご確認ください。